

被扶養者認定に関する用語集

① 同居

同居とは、被保険者（本人）とその家族が同じ住宅に住んでいることをいいます。同じ敷地内でも別棟の場合は同居と認められません。また同居していても、お互いに独立した生活を送り、食事や住まいの費用など家計が別々の場合は被扶養者として認められません。

<同居とみなすケース>

- (1) 被保険者が、転勤・出向等、業務上の都合で家族と一時的に別居をするとき（勤務先より単身赴任に伴う手当金が支給されている場合）
- (2) 家族が通学のため、被保険者と一時的に別居する時（在学中に限る）
- (3) 里帰り出産、介護、長期入院・療養等による一時的な別居、特養・老健・療養病床や障害者施設などへの入院・入所

<別居とみなすケース>

- (1) 住民票上、同一住所であっても世帯分離（世帯主が複数）により世帯が別になっている
- (2) 住民票上で同一世帯に属していても家計を共にしていない（二世帯住宅等）
- (3) 有料老人ホームへの入所

② 家計を共にする

同居する家族が被扶養者になるには家計を共にしていなければなりません。同居していても、各々独立した生活を送り、食事や住居費などを別に負担していれば、被扶養者資格はありません。

③ 家族の年収

家族の年収とは、生計費に充当できる収入をさします。課税収入（給与・老齢年金・企業年金など）及び非課税収入（雇用保険の失業給付金、傷病手当金、障害年金、遺族年金、恩給、仕送りなど）が、「年収限度額」を超えていれば被扶養者資格はありません。（用語集 ④家族の年収限度額 参照）

【年収の出し方】

- (1) 給与収入

認定基準月額（108,334 円、被保険者の配偶者を除く 19～23 歳未満は 125,000 円、60 歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は 150,000 円）未満であれば認定可能です。

- 一時的に認定基準額を超えた場合は、直近3ヵ月の平均月収が基準額未満であれば引続き認定されます。
また、3ヵ月の平均月収が基準額を超えた場合は、超過した月の1日付で扶養から削除となります。
 - 給与、賞与とも、税控除前の総支給額が対象となります。通勤交通費は支給額に加算してください。
 - 勤務開始日（試用期間含む）以降、被扶養者認定はできません。（勤務先で健康保険に加入していなくても、被扶養者資格はありません）
 - 月額算出が認定基準額を超える雇用契約を結ばれる場合は、雇用開始日から被扶養者認定はできません。
- ※税控除の年収の対象期間は1月から12月ですが、被扶養者認定基準における年収は、今後の年間見込み額を随時算出して判断します。
- ※専従者給与収入については、前年度の確定申告書にて申告した金額となります。

(2) 年金、恩給収入

支給金額 × 支給される回数〈年金は6回、恩給は4回〉

- 介護保険料控除前の支給金額
- 受給権が発生（改定）したことにより送付される通知書等の作成日を以って収入とみなします。金融機関への「振込日」ではありません。

(3) 雇用保険受給

基本手当日額 × 30日 × 12ヵ月

基本手当日額が扶養認定基準額未満（60歳未満：3,612円未満・被保険者の配偶者を除く19～23歳未満：4,167円未満、60歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する程度の障害者：5,000円未満）の場合は被扶養者認定可能です。

- 基本手当日額が扶養認定基準額以上の場合は、雇用保険の受給開始前（待期・給付制限・延長等）の期間は被扶養者として認定可能ですが、受給開始後は被扶養者の資格はなくなります。

※受給開始は、給付制限期間終了日（給付制限期間がない場合は待期満了日）の翌日となります。ハローワークでの「処理日」や、金融機関への「振込日」ではありません。

(4) 事業所得者（自営業者・農業従事者等）の年収

【自営業の方の扶養認定可否について】

自営業者とは、『生活をするために自分で事業を営営することを選択し、経済的に自立した存在であり、事業の結果全てに責任を負う者』という認識であり、ご自身で国民健康保険にご加入いただくことが社会通念上の考えです。事業経営者であるのに被保険者の支援が無ければ生活できないという場合は、事業内容や収入状況を十分に確認する必要があります。

経営状況の悪化など、収入減少が一時的である場合は被扶養者として認められず、一時的ではなく継続して被保険者の収入により生活の大半を維持されている方が認定対象となります。例えば、家督を相続し細々と営んでいる、極めて零細な規模の事業を営んでいる方などが該当します。

【収入から差し引かれる※必要経費（直接的必要経費）について】

直接的経費（その費用なしには事業が成り立たない最小限の経費）として認められない経費と、条件付きで認められる経費（『直接的必要経費申告書』及び裏付け資料の提出により審査）に分かれます。

ヤンマー健康保険組合の直接的必要経費に関する取扱い

自営業の収入＝売上原価－※直接的必要経費

- 異動届に直近の確定申告書【第一表・第二表】および収支内訳書または損益計算書の写しを添付の上、提出してください。
- 確定申告書の写しを提出されない場合、扶養申請の受付はできません。
- 不承認となり再度申請される場合は、次年度の確定申告後に必要書類を準備の上、申請してください。その際、認定日は健保の書類受付日となります。
- 確定申告していない方（所得 38 万円未満等）は、個人で記録している帳簿等を事業主印押印後、提出してください。
- 事業初年度の方は各自で見込額（売上・経費内訳）を別紙に記入し、署名・捺印の上、提出してください。

④ 家族の年収限度額

年収限度額は下記の通りとなっています。

- 60 歳未満は 130 万円未満（月額 108,334 円未満）
- 被保険者の配偶者を除く 19～23 歳未満は 150 万円未満（月額 125,000 円未満）
- 60 歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は 180 万円未満（月額 150,000 円未満）

パート・アルバイトの給与収入は月単位で恒常的に得られることから、年収以外に月単位でも限度額以内か確認します。給与収入以外に、雇用保険の失業給付金、健康保険の傷病手当金など、給付日数に関係なく恒常的な収入を得ているとみなされる場合は、日額で判断します。

※年収限度額以内であっても、主として被保険者が生計維持していなければ被扶養者資格はありません。

※所得税で「配偶者控除」「扶養親族控除」の対象になる配偶者や扶養親族の条件は、健康保険法上の「被扶養者」の条件とは異なります。（③家族の年収 参照）

⑤ 主として

「主として被保険者に生計を維持されている」とみなされるためには、生計費の 2 分の 1 以上を被保険者により援助されていることが必要です。認定を受ける実態と著しくかけ離れている場合や、社会通念上妥当性を欠くとみなされた場合は認定されないこともあります。

⑥ 送金

被保険者から別居している家族への送金額は、その別居している家族を含む世帯全員の収入を上回っていることが必要です。ヤンマー健保では、毎月の送金額が確認できる金融機関等からの送金を原則としています。年 1～2 回の送金で、その額が家族の年収を超えていても、毎月の安定した生活費支援とは認められません。

なお、送金方法及び金額等の申告内容が、実態と異なっていることが判明した場合、生計維持関係がないと判断し、遡って資格喪失となる場合もあります。

⑦ 優先扶養義務者

優先扶養義務者とは、申請対象者の「配偶者」、申請対象者が母の場合は「父」、兄弟姉妹・祖父母・孫の場合は「両親」をさします。ただし、被保険者が扶養せざるを得ない理由がある場合は、生計維持等の確認書類を提出いただき判断します。

優先扶養義務者の例

- 申請対象者が被保険者の「配偶者」の場合は、申請対象者の「配偶者」（被保険者本人）
- 申請対象者が被保険者の「母」の場合は、その配偶者である被保険者の「父」
- 申請対象者が被保険者の「兄弟姉妹」の場合は、被保険者の親である「両親」
- 申請対象者が被保険者の「祖父母」の場合は、その子である被保険者の「両親」
- 申請対象者が被保険者の「孫」の場合は、その親である「両親」（被保険者の子）

優先扶養義務者が複数いる場合は、認定対象者との同居・別居に関わらず、主に生計維持をしている方の被扶養者となります。生活費の負担額内訳（他の優先扶養義務者からの仕送りを含む）を記入した申立書の提出により、社会通念上、被保険者が認定対象者の生計を維持できるかについて判断します。

また、夫婦共同扶養の場合は、年収の多い方の被扶養者と定められています。